

第 2 2 回鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和 2 年 4 月 2 4 日（金） 1 7 時 3 0 分

場 所：災害対策本部室（本庁舎 3 階）

- 1 開会
- 2 本部長あいさつ
- 3 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症に係る相談・検査について
 - （2）鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第 9 回）の概要について
 - （3）鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催基準について
 - （4）本市における新型コロナウイルス感染症発生事案（2 例目）について
 - （5）新型コロナウイルス感染症に係る人権配慮、いじめ・誹謗中傷の防止について
 - （6）各部局の対応について（国、県の動向、大型連休に向けて）
- 4 その他
- 5 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る相談、検査の状況について

2020. 4. 24
鳥取市保健所

1 相談件数

(1) 相談者別

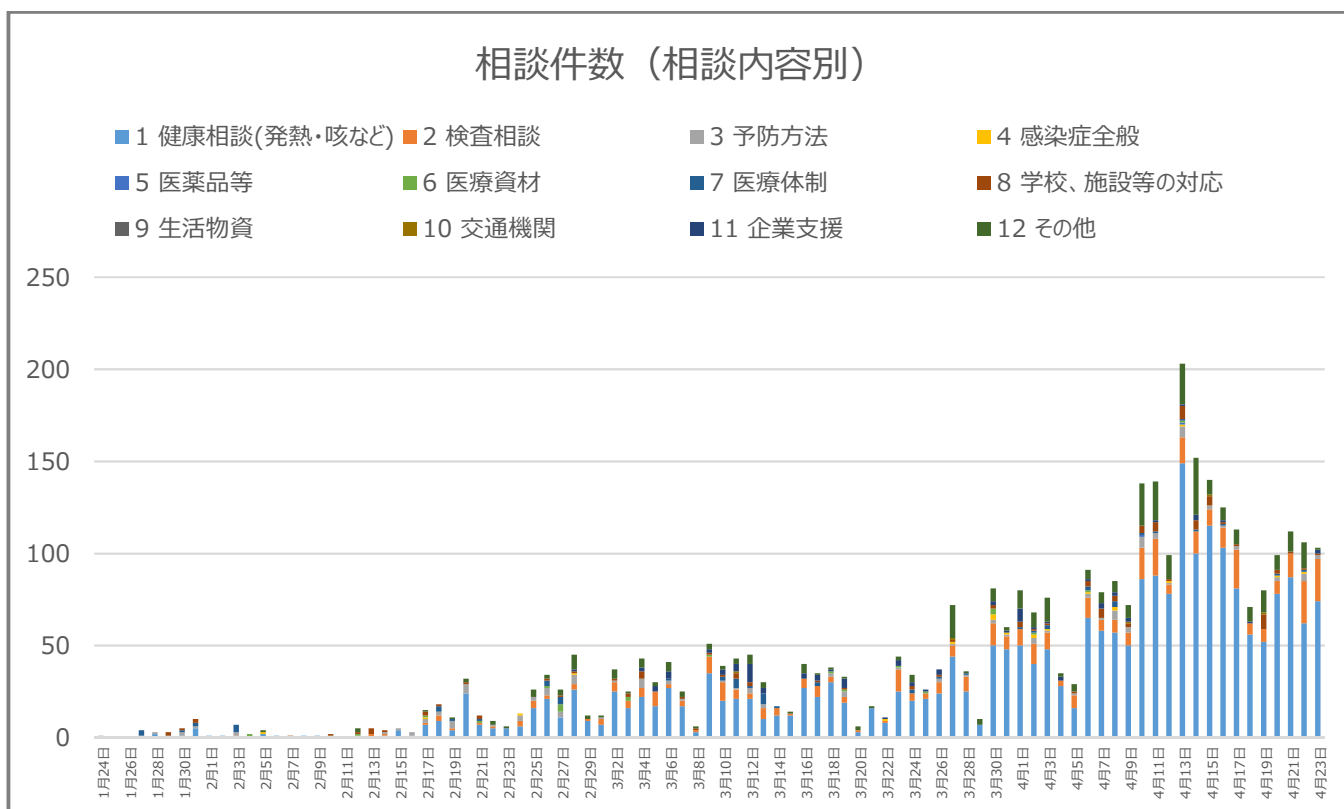
相 談 者	延件数 (件)
住 民	2, 922
医 療 機 関	294
そ の 他	445
合 計	3, 661

(参考: 中部 1, 106 件、西部 3, 323 件)

(2) 相談内容別

相談内容	延件数 (件)
健康相談※	2, 447
検査相談	428
予防方法	119
学校施設の対応	106
その他	561
合 計	3, 661

※健康相談: 「県外に行ったあと熱が出た」、
「熱・咳が4日以上続く」など。



2 検査件数

	東部	中部	西部	合計
件数 (件)	516	107	292	915
うち陽性	2	0	1	3

(※相談、検査件数とも、令和2年4月23日までの件数)

鳥取県新型コロナウイルス感染症 対策本部（第9回）

日時：令和2年4月22日（水）午後3時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局、総務部
地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局、生活環境部
商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局、教育委員会
警察本部、鳥取市保健所
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、東京本部、関西本部

議 題

- ◆医療体制、感染症対策について
- ◆大型連休中における外出・帰省の自粛に関する申し合わせについて
- ◆コロナ対策予算について
- ◆特別定額給付金（仮称）の早期給付について
- ◆その他

国内における感染者数

国内における感染者数

10,714人 (46都道府県)

※クルーズ船 712人
チャーター便 14人
検疫時等 141人

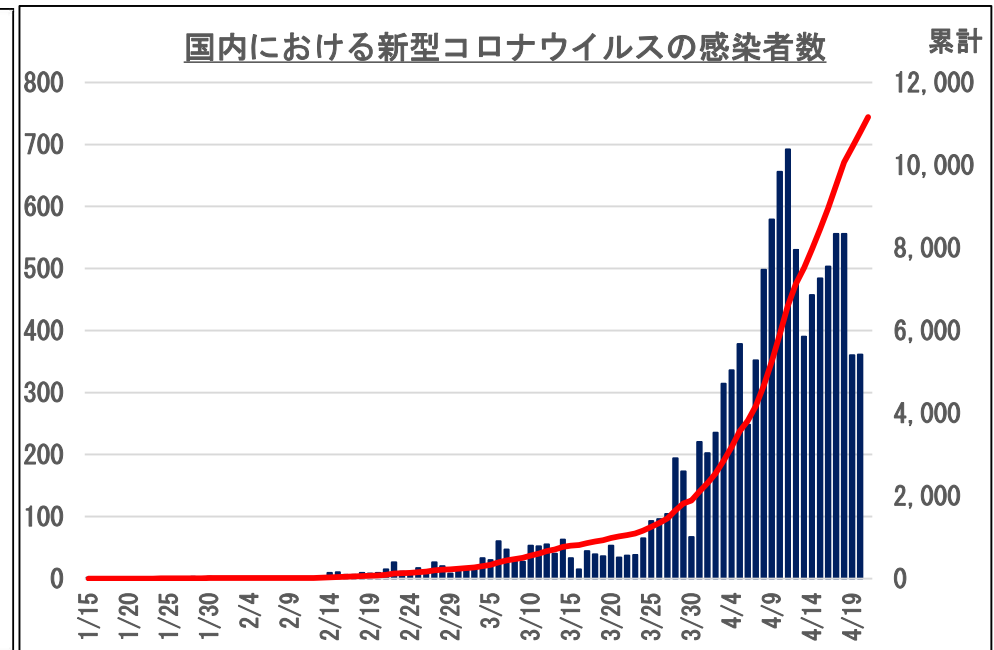
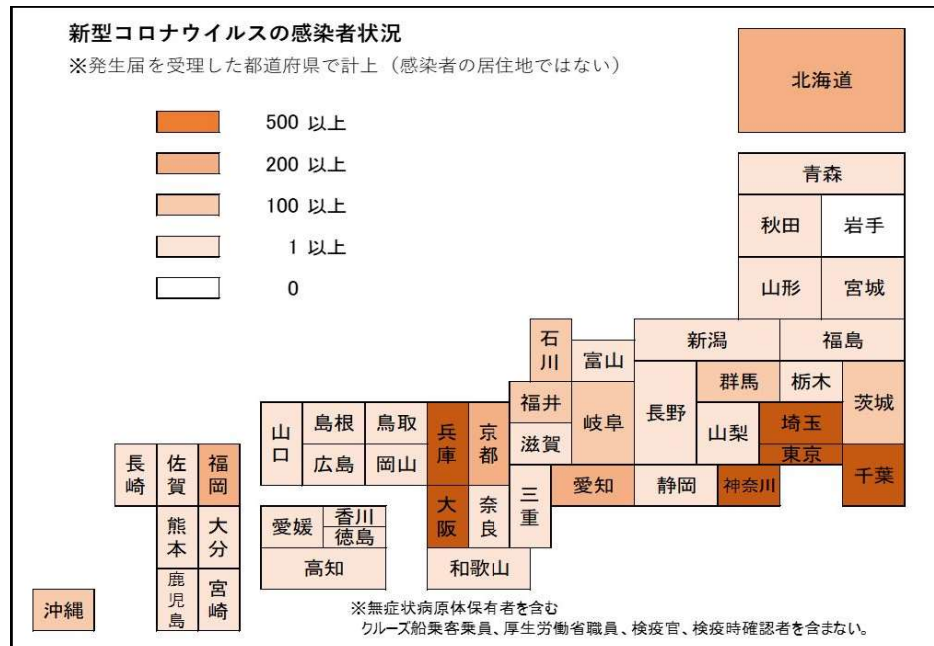
総計 11,581人

本県における現状

○感染者数 3名 (4/10:1名、4/18:2名)

○PCR検査件数 (4/21現在) 823件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数 (4/16現在)
7,072件 (東部3,194件、中部935件、西部2,943件)



※図、グラフは、4/21現在の本県独自の集計により作成

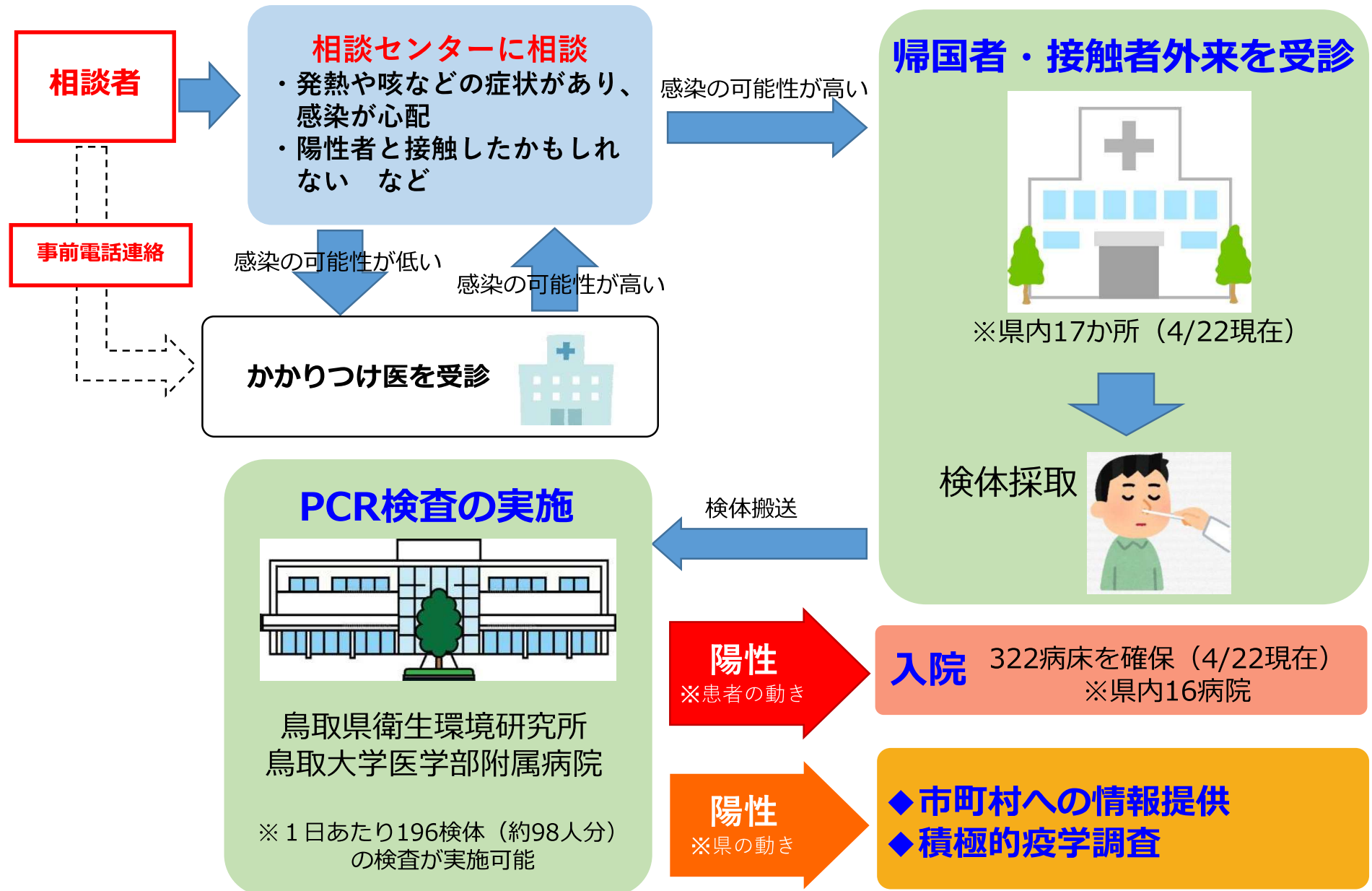
新型コロナウイルス感染症とは

- 流行 : 2019年中国湖北省武漢から発生
- 症状 : **発熱（37.5℃以上）、のどの痛み、長引く咳（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）、味覚・嗅覚障害、鼻汁、頭痛、下痢、嘔吐等**
- 潜伏期間 : 感染から発症まで**1日から14日（多くは5日程度で発症）**
- 感染経路 : 飛沫感染、接触感染

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りのものに触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

- 診断 : P C R検査のみ
- 治療 : 対症療法、重症者 I C U（人工呼吸器）、
抗ウイルス薬はまだなし
- 重症化リスク : 重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されている。
特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい。

PCR検査から入院までの流れ



県内で確認された感染者に係る調査状況

1 例目

■ 患者概要

- ・年代・性別等 60歳代男性(鳥取市在住)

■ 経緯

- ・4月7日 夕方から発熱(37.0℃)、腰回りのだるさと股関節痛、呼吸時の胸痛を訴える。
- ・4月9日 夜38.5℃の発熱
- ・4月10日 朝、37.8℃の発熱、腰回りのだるさなど継続
発熱・帰国者・接触者相談センターに電話相談し、同センターの指示に従い、帰国者・接触者が依頼を受診。
同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院

■ 調査状況

- 濃厚接触者等 17名
※4月11日にPCR検査を実施し、全員陰性を確認。
感染者との最終接触日から14日間、健康観察を鳥取市保健所が実施中(現在、体調の変化なし)
- その他
感染者が発症する前14日に接触した者(上記濃厚接触者を除く)のうち79名に実施したPCR検査結果は全員陰性。

※全ての接触者に対して、患者との接触日から14日間健康観察と外出自粛を要請中

県内で確認された感染者に係る調査状況

2 例目

■ 患者概要

- ・年代・性別等 50歳代男性(米子市在住)

■ 経緯

- ・4月5日 松江市で確認された感染者と接触
- ・4月17日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
- ・4月18日 検体採取(ドライブスルー方式)し、同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院
※患者は無症状

■ 調査状況

○濃厚接触者等：感染確認日前14日接触した者32名をPCR検査(全員陰性)。

※全ての接触者に対して、患者との接触日から14日間健康観察と外出自粛を要請中

県内で確認された感染者に係る調査状況

3 例目

■ 患者概要

- ・年代・性別等 20歳代男性(鳥取市在住)

■ 経緯

- ・4月1日、6日 鳥取市内で取材ロケ
- ・4月13日頃 咽頭痛
- ・4月14日 発熱(38.7℃)、咳 → 市販薬服用
(4月15日～17 仕事を休み自宅で過ごす)
- ・4月15日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
- ・4月16日 診療所受診、カロナール等処方
- ・4月17日 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談
- ・4月18日 帰国者・接触者外来受診 → 検体採取
同日、陽性確認され、感染症指定医療機関に入院

■ 調査状況

- 濃厚接触者 15名
- その他接触者 124名 に実施したPCR検査結果は全員陰性。引き続き調査中。

※全ての接触者に対して、患者との接触日から14日間健康観察と外出自粛を要請中

鳥取県新型コロナウイルス感染症入院体制の充実

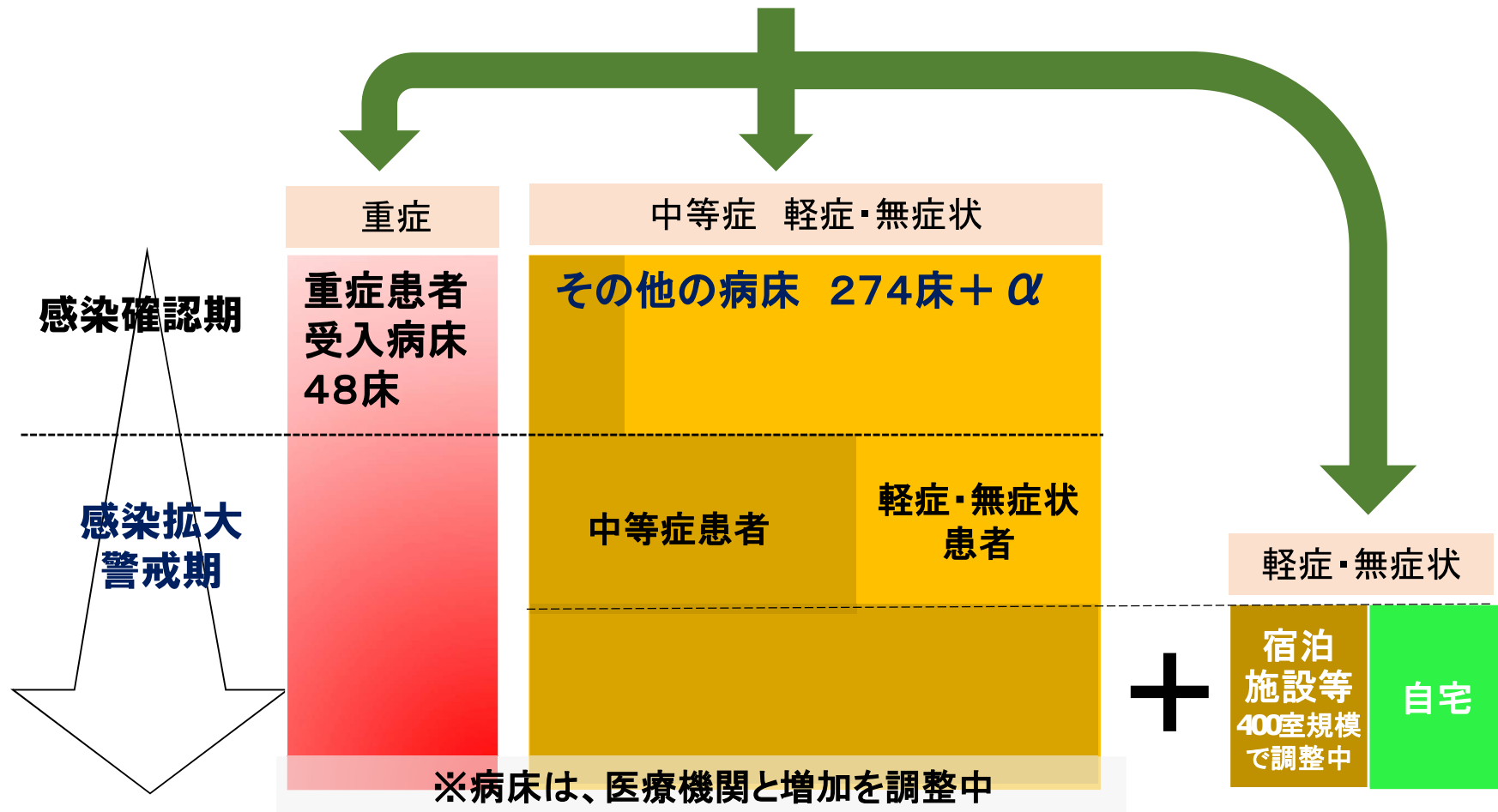
県内感染者の確認を踏まえ、宿泊施設も含む入院体制充実を加速。

入院病床 293床→**322床**
宿泊施設等 **400室**規模で調整中

患者
感染者

入院 医療トリアージセンター

○専門の医師が重症度等に応じて、保健所と連携して患者を振り分け



入院患者の家族支援

医療機関に家族が入院した場合に、家族の介護や子どもの預かりが必要となるケースもある。

＜新型コロナウイルス入院患者家族支援事業(14,189千円)＞

【自宅で高齢者の介助をする家族が入院した場合】



訪問サービスにより在宅で
支援
通所介護 ⇒ 訪問介護 など

県と市町村で
利用調整



【母子家庭の母親が入院した場合】



児童福祉施設等で預かり
県立施設、
民間の児童福祉施設



県民の皆様 県内にいらっしゃった皆様へ

- ◆ゴールデンウィーク期間中は、家族・親戚が帰省しないように呼びかけてください。
また、単身赴任中の方も含め家族や親せき・知人などに会うためや旅行・観光・イベント参加などを目的として都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。
- ◆事業主の皆さんは、ゴールデンウィーク期間中は、接触機会を減らすために格別に配慮していただき、休暇を設定するなど、従業員の出勤を極力減らすことができるようご協力ください。
- ◆食料・医薬品・生活必需品などの販売にあたっては、適切な入場管理やレジ待ちの十分な距離の保持など人と人との接触を減らすよう極力工夫をお願いします。

○人と人との接触機会を平常時より「極力8割」の削減を目指すために、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤など生活の維持のために必要なもの以外、人混みや夜の街を避けるなど不要不急の外出をしないようお願いします。

食料・医薬品・生活必需品の買い出しの場合でも必要最小限の人数でお願いします。

屋外での運動や散歩などは、人と人との適度な距離(概ね2メートルのソーシャルディスタンス)を保ちつつ、楽しみましょう。

○手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避け、慎重に行動をお願いします。 ※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」

○風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。 電話:0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)

○医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

県内にいらっしゃった皆様へ

○特定警戒都道府県※が出されている地域から鳥取県にお越しの皆様

来県後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いします。

※特定警戒都道府県:特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある13都道府県

北海道、東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

大型連休中の県庁の対応

■ 大型連休中の県の対応

○4/27（月）から5/10（日）までの間は、休暇取得や在宅勤務の促進により、出勤職員を大幅に削減し、人と人との接触の機会を極力減らす。

- ・各部局において、不急の業務の先送りなどによる必要最小限の業務実施を更に検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策や相談対応は必要な人員による業務体制を確保する。
- ・休暇であっても、不要不急の外出や都道府県をまたいだ移動は止めること。

○新型コロナウイルス感染症に関する各種お問合せに対応する電話相談窓口は、大型連休中も、土日を除き、開設する。

【受付期間・時間】

4/27（月）～5/1（金）及び 5/4（月）～5/8（金）
午前8時30分～午後5時15分

※発熱・帰国者・接触者相談センターは、電話相談を24時間対応（土日、祝日を含む）

県内事業者へのお願い

ゴールデンウィーク緊急要請として、期間中の往来自粛について
県内事業者に対して、以下のとおり協力依頼します。

- GW期間中は、接触機会を減らすという緊急事態宣言の趣旨にも格別配慮していただき、従業員の出勤を極力減らすようにしましょう。
- 業務をしなければならない場合も、事業所内や通勤時の人と人との接触を減らすことができるよう工夫しましょう。

その他、以下について情報提供：

- ・ 商工団体と共同設置したワンストップ窓口と鳥取県弁護士会（会長：野口弁護士）とのホットライン開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に従業員がかかった際に留意する事項
- ・ 「持続化給付金」等の国支援メニュー 等

① 新型コロナウイルス感染症緊急対策

＜医療体制の充実等＞

- 医療環境整備事業
- ドライブスルーPCR検査整備事業
- 入院医療トリアージセンター設置事業
- ECMOチーム等養成研修事業
- オンライン診療等提供体制整備事業
- 保健所機能等体制強化事業
- 医療機器等整備事業
- マスク流通促進緊急対策事業
- 新型コロナウイルス感染症対策事業
(軽症者等宿泊療養運営事業)

＜企業の感染防止対策・事業継続支援＞

- 企業内感染症防止対策緊急支援事業
- Webツールを活用したオンライン採用活動支援事業

＜教育や子育て支援等＞

- ICT環境整備事業
- 臨時休業中における家庭学習支援事業
- 新型コロナウイルス入院患者家族支援事業
- こども食堂緊急応援事業
- 県立特別支援学校通学支援事業
- 県庁BCP環境整備事業

等

② 経済雇用緊急対策

＜県内企業への緊急支援＞

- 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業
- 危機突破企業緊急応援事業
- 企業自立サポート事業（新型コロナウイルスによる影響に対応した制度融資）
- 越境 E C 販路開拓支援事業

＜農林水産業への支援＞

- 和牛肥育経営緊急支援事業
- 県産牛肉学校給食提供事業
- 原木安定供給等緊急対策事業
- 県産魚の消費拡大支援事業
- 「食のみやこ鳥取県」ふるさと産品集ごもり
応援事業

＜文化芸術への支援＞

- とっとりアート緊急支援プロジェクト事業

＜緊急雇用対策＞

- 雇用維持地域人材育成事業
- 緊急雇用対策農林水産ささえあい事業
- コロナに負けない！とっとり絆事業

＜感染収束後のV字回復期の支援＞

- 観光誘客V字回復事業
- 首都圏アンテナショップでの消費拡大・
V字回復キャンペーン事業

等

補正予算成立後、速やかに執行し、
県内企業等への支援を行っていく

頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けながらも頑張る県内の飲食店や宿泊事業者、観光事業者のみなさまを応援します！

◆頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 3億円



⇒飲食業店や宿泊事業者、観光事業者等の頑張りを応援

- ▶休業中の雇用継続に取り組む飲食店や旅館
- ▶県産農林水産物を活用した取組（テイクアウト等） 等

の**幅広い**頑張りに**10万円**を支援



- ・4月24日に開催予定の臨時県議会での議決後、**速やかに募集を開始**
⇒ **最速で4月中に支払いを予定**
- ・事業者からの相談に対応する電話窓口を県庁に設置（TEL:0857-26-7985、7986）
※連休を含め当面毎日開設
- ・その他、中部、西部総合事務所にも総合相談窓口を設置

危機突破企業緊急応援事業

【経済産業省】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた 県内中小企業の新たな取組を応援します！！

◆緊急応援事業（経営危機克服型） 2億円

⇒県内中小企業が新型コロナウイルス感染症の影響による経営危機を克服するために行う、新分野進出などの新たな取組を支援。（補助率：3／4 補助上限500千円）

～こんな事業が対象です～

- 製造業が取引先を拡大するため新技術・新商品開発
- 運輸・交通事業者が既存の車両を活用してデリバリーなど新たなサービスを展開



★24日から受付開始★GWも含め当面毎日対応
補助金相談窓口(0857)－26－7988

◆緊急応援事業（感染症対策型） 3千万円

⇒「非対面ビジネス」への転換やテレワーク等の環境整備への取組が加速していることから、県内中小企業の感染対策に向けたシステム開発等を支援。（補助率：2／3 補助上限10,000千円）

（WEB会議）



（自動応答）



（ドライブスルー）



地域経済変動対策資金の拡充

- 深刻化する中小企業等の資金繰りを支援するため、市町村と協調して新型コロナウイルス向けの制度融資を見直し、支援を拡充する。

【見直し概要】

●新型コロナウイルス向けの地域経済変動対策資金

※既実行分も
2/14に遡り適用

①融資実行枠を当初予算の80億円から400億円へ増額。

②無利子期間の延長 3年⇒5年

※無利子対象事業者の拡充

現行の「売上高15%以上減少の企業」に加え、以下に該当する者を追加する。

・「売上高5%以上減少の個人事業主」

・「中部地震被災企業向け資金(5年間無利子、無保証料)の借入残高のある事業者のうち、売上高5%以上減少の者」

③据置期間の延長 3年以内⇒5年以内

④無保証料期間の延長 5年⇒10年

※以下の資金も拡充

●中部地震被災企業向けの災害等緊急対策資金

①融資期間の延長 10年以内⇒12年以内(運転資金)

②据置期間の延長 3年以内⇒5年以内

●中小企業小口融資

「中小企業小口融資」に係る利子を市町村と協調して支援する(1/2間接補助)。

持続化給付金（国制度）

相談窓口 電話0570-783183

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆ 資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。

また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人**など、**会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

一時的な生活資金の貸付

を利用できます

生活福祉資金制度 特例貸付実施のご案内

社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付や生活相談を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しています。

このたび、この制度の対象を**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯にも拡大**し、休業や失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。

ご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会へお問合せください

休業された方の世帯向け(緊急小口資金)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により**収入の減少(※1)**があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

据置期間

1年以内

償還期限

2年以内

利子・保証人

無利子・保証人不要

貸付額

10万円以内
(一定の場合は**20万円以内**となります)

貸付額が**20万円以内**となる方
(下記いずれかに該当)

- ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患等がある
- イ 世帯員に要介護者がいる
- ウ 世帯員が4人以上いる
- エ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる(休校・風邪症状で休む等)
- オ 世帯員の中に個人事業主がいる

など

※1 減収が起きていることを確認できることが必要となります(給与明細等)

失業された方等の世帯向け(総合支援資金)

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や**失業等**により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯(※2)

据置期間

1年以内

償還期限

10年以内

利子・保証人

無利子・保証人不要

貸付額

2人以上世帯……月額**20万円以内**
単身世帯……月額**15万円以内**
貸付期間……原則**3カ月以内**

※2 自立相談支援事業等により継続的な支援を受けることが原則として要件となります

特別定額給付金(仮称)の早期給付について

【特別定額交付金(仮称)の概要】

- 実施主体 市町村(給付事業費及び事務費は国補助10/10)
- 受給権者 世帯主
- 基準日 令和2年4月27日
- 給付額 世帯構成員1人につき10万円

○市町村における事前準備・着手

- ・システム改修(申請書作成(給付対象者等を印字済みのもの)から振込までを管理)
- ・郵送のための準備
- ・臨時職員の募集 など

⇒ 国の補助金交付決定前に執行した経費であっても補助対象

○市町村への依頼事項

上記とともに、可能な限り早期に給付することができるよう、国の補正予算の成立を待つことなく、当該給付金に係る予算の早期編成・成立に向けた検討をお願いしたい。(臨時議会・専決処分)

※本制度に対する意見・質問等は県でまとめて総務省へ提出

ゴールデンウィークは

なるべく家に

県外に

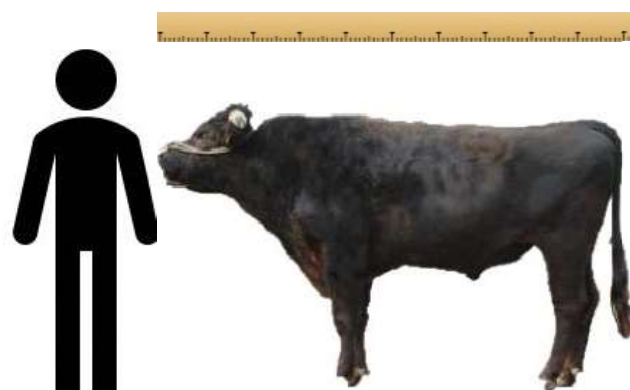
県民の皆様へ
お願い

おる・出んウィークに！

- ①命とふるさとを守るためになんべく家にいましょう！
- ②県外への移動は控えましょう！

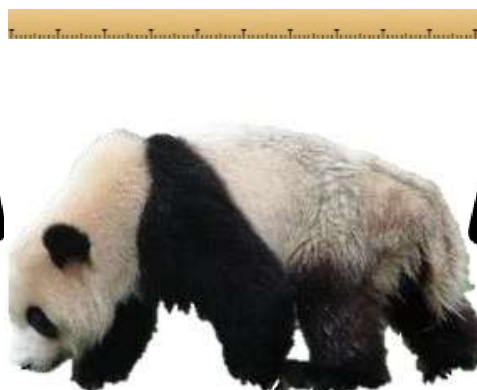
外に出るときには
感染防止のために人と人の
距離をとりましょう！

約2 m



鳥取和牛

約2 m



ジャイアントパンダ

約2 m



トリピー

鳥取市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催基準

PCR 検査で陽性患者が確認された場合の本部会議の開催基準を下記のとおりとします。

1. 《PCR 検査の結果が 20 時までに判明した場合》
 - (1) 東部管内の新規感染事例の場合＝原則翌日の 11 時に本部会議を開催
※県が当日中に本部会議・記者会見を行うため本市本部会議等が深夜になることから
 - (2) 東部管内のこれまでの発生事例に派生した感染事例の場合＝原則当日の 22 時に本部会議を開催
※県が本部会議を開催しないため本市が早期に本部会議・記者会見を行う必要があるため。
 - (3) 東部管外での感染事例の場合＝原則翌日の 11 時に本部会議を開催
2. 《PCR 検査の結果が 20 時までに判明しない場合》
⇒原則翌日の 11 時に本部会議を開催
3. この基準は令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

令和2年4月24日	
担当課	鳥取市保健所 保健医療課
電 話	22-5668

本市における新型コロナウイルス感染症発生事案（2例目）について

4月18日(土)に本市で発生した2例目の新型コロナウイルス感染症の患者について、現時点での対応状況は次のとおりです。

記

- 1 患 者 20歳代 男性 報道機関職員 鳥取市在住 一人暮らし
- 2 発症経過 4月14日(火) 発熱38.7℃、咽頭痛、咳あり
4月15日(水) 発熱・帰国者・接触者相談センターに相談。一般受診を勧められる
4月16日(木) 鳥取市内の医療機関を受診。内服薬を処方される
4月17日(金) 熱が持続。19時30分頃相談センターに相談。一般受診を勧められる
4月18日(土) 症状が続くため発熱・帰国者・接触者外来を受診。PCR検査の結果、新型コロナウイルス陽性。
- 3 現在の状況 指定医療機関である県立中央病院に入院中。回復傾向。
- 4 感染の状況 現在、本事案に起因すると思われる他の感染者は発生していない。

(1) 濃厚接触者について

令和2年4月19日、患者の発症前2日以降の行動歴等を確認し、職場14名、友人1名、合計15名の濃厚接触者を特定し、発熱、咳等の症状等について調査を行い、症状がないことを確認。患者との最終接触から14日間の健康観察と外出の自粛を依頼するとともに、PCR検査を実施し全員の陰性を確認。

(2) その他の接触者について

患者の受診した医療機関、取材先、立寄った飲食店等の従業員等に調査を行い、4月23日現在、希望者152名にPCR検査を実施し、全員の陰性を確認。

<接触者のPCR検査件数>

接触者		PCR 検査件数						
		4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	合計	うち濃厚接触者
1	職場、職場の出入業者等	47	3	—	2	—	52	14
2	医療機関	3	—	—	—	—	3	—
3	取材先の会社	21	—	—	—	—	21	—
4	友人	2	—	—	—	—	2	1
5	立寄った飲食店等	18	45	1	12	13	89	—
合 計		91	48	1	14	13	167	15

資 料 提 供	
令和2年4月21日	
担当課 (担当者)	保健医療課 (大塚)
電話	22-5668

新型コロナウイルス感染症患者の立ち寄り先について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月18日に判明した新型コロナウイルス感染症の方が、発症前2日以降（感染させる可能性のある期間）に立ち寄られた飲食店を公表します。

立ち寄られた日（滞在日時からその日の閉店時間まで）にこの店舗を利用された方で、発熱等の症状のある方は、東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターへご相談ください。

記

店名	住所	滞在日時	滞在時間
すき家鳥取南吉方店	鳥取市南吉方二丁目25	4/12（日）13時頃	約20分
		4/17（金）18時頃	約20分
海鮮問屋村上水産鮮魚部	鳥取市永楽温泉町378	4/13（月）13時頃	約30分
うどんちよ志南吉方店	鳥取市南吉方一丁目25	4/15（水）14時頃	約20分

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、患者ご本人及び上記3店舗にご理解をいただき、了承をいただいた上で公表するものです。報道に当たっては、ご本人、店舗への配慮をお願いします。

これら3店舗の従業員の皆さんは、現在、健康に問題はなく、患者の接触者としてPCR検査を受けていただいた結果、すべて陰性でした。また、店舗内の消毒についてもその日のうちに適切に実施されていることを確認しています。

また患者ご本人は、日頃からマスクを着用されており、食後もすぐにマスクを着用されたこと、なるべく人の少ない時間帯に、人から離れた席を選んですわり、他の利用者との会話も特になかったとのことでした。

※東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター

電話：0857-22-5625

（夜間は0857-22-8111）

ファクシミリ：0857-22-5669

新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮といじめの防止について

保護者の皆様へ

本市において新型コロナウイルス感染症の陽性患者が確認されました。保護者の皆様には大変なご心配をおかけしていることと思います。この件につきまして、不確かな情報やうわさをもとにインターネットやSNS上で感染者やその家族の方々への誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みが見られると聞いています。また、県外からの転入者に対しても同様のことがあることも聞いています。インターネットやSNS上で新型コロナウイルス感染症に関して掲載されている様々な情報の中には、根拠のない情報や事実とは異なる情報もあります。新型コロナウイルス感染症に関しての不当な差別や偏見、いじめ等は絶対にあってはなりません。

保護者の皆様におかれましては、こうした情報をおやみに転載・拡散しないことはもとより、国や地方公共団体などの公的な機関が発信する情報をご確認いただくとともに、人権に配慮した冷静な行動をとっていただくようお願いします。各ご家庭におかれましては、新型コロナウイルス感染症に対しての正しい理解と認識が得られますようにお子様とも話し合ってくださいようお願いします。

また、子どもたちの小さな変化に気づき、いじめに関わる心配などがある場合には、積極的に学校や関係機関等との連携をとるようにしてください。保護者の皆様には、子どもたちが安心して学校生活が送れますよう、ご理解とご協力をお願いします。

令和2年4月17日

鳥取市教育委員会

教育長 尾室 高志

令和2年4月22日

保護者 様

鳥取市教育委員会教育長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷の防止について

平素より、本市の学校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

先日、本市において2例目の感染が確認されました。保護者の皆様には不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとっていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

この度、本市が公表した飲食店の従業員の皆様は、現在、健康状態に問題はなく、PCR検査の結果、すべて陰性でした。店舗内の消毒についてもその日のうちに適切に実施されていることを確認しています。また、患者ご本人は、日ごろからマスクを着用されており、食後もすぐにマスクを着用されたこと、なるべく人の少ない時間帯に、人から離れた席を選んで座り、他の利用者との会話も特になかったことを確認しています。

4月初旬には、賀露地区の施設（かろいち、浜下商店（市場食堂）、かにっこ館）で感染者が出たという、事実と異なる情報が流れました。4月17日付メッセージ「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮といじめの防止について」にもありますが、この感染症に関するあらゆる差別やいわれの無い誹謗中傷は決して許されることではありません。間違った情報に惑わされて行動したり、不確かな情報を拡散したりすることのないよう、冷静な行動をとっていただきますよう重ねてお願いいたします。

また、学校でも子どもたちへの指導を行っておりますので、各家庭におかれましても、適切な行動についてお子様とお話ししていただきますようよろしくお願い申し上げます。

国、県の動向、大型連休に向けての対応等

項目	対策内容
証明書発行手数料の減免	【行財政改革課】 新型コロナウイルス感染症の影響で融資等を受ける際に必要となる証明書類の発行手数料を免除します。 (開始予定 4月27日から) ■ 対象となる手数料 住民票（記載事項証明含む）、印鑑登録証明、税証明（所得・課税証明、納税証明） ■ 対象となる融資等 中小企業者等 ・制度融資資金、日本政策金融公庫の資金など 個人 ・社会福祉協議会の生活福祉資金など

国、県の動向、大型連休に向けての対応等

項目	対策内容
連絡体制の確認	大型連休に向けて緊急連絡体制の確認
【文化交流課】 所管施設の臨時休業の継続	引き続き、所管施設の臨時休業を継続
【情報政策課】 テレワークの準備	テレワーク環境構築の準備中

国、県の動向、大型連休に向けての対応等

項目	対策内容
【市民総合相談課】 問い合わせに対する情報 提供	新型コロナウイルス感染症対策に関して、コールセンター及び各課が受けた意見、質問を集約し、ウェブサイトで情報提供するページとして、本日より、「新型コロナウイルス感染症～よくある質問～」を新型コロナウイルス関連情報のページに掲載しました。

新型コロナウイルス感染症～よくある質問～

登録日：2020年4月24日

- [1.コロナウィルスについて](#)
- [2.市内での感染情報について](#)
- [3.施設休館、イベントの中止・延期について](#)
- [4.個人への生活支援について](#)
- [5.企業等への支援について](#)
- [6.マスクについて](#)
- [7.市の感染拡大防止対策について](#)

1.コロナウィルスについて

- [Q1-1.コロナウィルスに感染したときの症状にはどんなものがありますか。](#)
- [Q1-2.発熱や咳など感染の症状があるときはどうしたらいいですか。](#)
- [Q1-3.PRC検査が受けられるのはどのような時ですか。](#)
- [Q1-4.コロナウィルス感染を予防するために気を付けることは何ですか。](#)
- [Q1-5.県外から転入するときはなにを気を付けたらいいでしょうか。](#)

2.市内での感染情報について

- [Q2-1.市内での感染者の発生や調査の状況を知りたい。](#)

3.施設休館、イベントの中止・延期について

- [Q3-1.市の施設の臨時休業について知りたい。](#)
- [Q3-2.市のイベントの中止・延期について知りたい。](#)
- [Q3-3.保育園は開園していますか。](#)
- [Q3-4.小学校、中学校の休校や感染拡大防止対策はどうなっていますか。](#)
- [Q3-5.児童クラブの運営状況を知りたい。](#)

4.個人への生活支援について

- [Q4-1.個人に10万円給付されると聞きましたが、どうしたらいいですか。](#)
- [Q4-2.児童手当の上乗せについて知りたい。](#)

[Q4-3.失業して生活が困難なので相談したい。](#)

5.企業等への支援について

[Q5-1.個人事業主給付金について知りたい。](#)

[Q5-2.企業への支援やセーフティネットの手続きを知りたい。](#)

[Q5-3.小学校の臨時休業に伴い、仕事を休まざるをえなくなった保護者への助成金制度はありますか。](#)

6.マスクについて

[Q6-1.布マスクの配布について聞きたい。](#)

7.市の感染拡大防止対策について

[Q7-1.市役所の窓口での感染予防対策はどのようなことをしているのか。](#)

①対策本部

健康こども部の対応

啓発用ポスター・チラシの作成・配布

	ポスター	チラシ
健康こども部	85	9,053
経済観光部	20	2,100
各総合支所	89	3,640
教育委員会	362	17,204
その他部署	252	3,270
4 町	200	6,000
コンビニ、スーパーマーケット等	179	(今後配布予定)
合 計	1,187	41,267
作成数	1,200	50,000

新型コロナウイルス感染症 予防のために今できること

こまめに 手洗いしよう

石けんと流水によるこまめな手洗いは、多くの感染症の予防に有効です。時間をかけて、しっかりと手洗いしましょう。
また、アルコール消毒剤による消毒も、コロナウイルスに有効です。



守ろう 咳エチケット



咳やくしゃみが出るときは、ハンカチやマスク、肘の袖などで口や鼻を覆い、周囲にしぶきが飛び散らないようにしてください。

風邪症状等が ある時は 外出を控えよう



あなたが感染源にならないように、そしてあなたの周囲の人を守るためにも、症状があるときは外出を控え、自宅で様子をみてください。

3つの"密" (密閉・密集・密接) を避けよう

3つの「密」(密閉、密集、密接)がそろったような環境は、クラスター(集団)発生のリスクが高まりますので、避けてください。



感染拡大を防止するため、不要不急の外出は控えてください！！

【コロナウイルスに感染したかな？と思ったら…】

風邪のような症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くときや、強いだるさ・息苦しさ(呼吸困難)があるときは、**直接医療機関を受診せず**、まず東部地区発熱・帰国者・接触者相談センターへ電話で相談し、その指示に従い受診してください。

東部地区発熱・帰国者・接触者相談センター
☎ 0857-22-5625 (夜間は ☎ 0857-22-8111)



国、県の動向、大型連休に向けての対応等

項目	対策内容
◆保育園等の対応	【こども家庭課】 新型コロナウイルス感染症に係る全国を対象とした緊急事態宣言発令に伴い、鳥取県の方針等を踏まえた市の方針を決定し、保育施設等及び保護者へ4月20日（月）に通知。 【市の方針】 保育園等は引き続き開園するが、発熱等体調不良が見られる児童や保護者が在宅し家庭での監護が可能な児童については、感染拡大防止のため登園自粛の協力を要請。 協力要請期間：4月21日（火）～5月6日（水） 【大型連休中の対応】 保育園等は通常どおり（平日・土曜日）の開園

国、県の動向、大型連休に向けての対応等

項目	対策内容
◆国、県の動向、大型連休に向けての対応	連休中に国の緊急事態宣言が延長された場合であっても、直ちに学校と連絡を取り、家庭学習用のプリント配布準備や、ICTなどの活用による学習の検討に取り組む。 併せて、こまめな家庭連絡により、子どもの体調管理や学習の進捗等の確認に努める。

国、県の動向、大型連休に向けての対応等

項目	対策内容
医療提供体制の確保	連休中、例年の通常の日直、当直体制に加え、保健所との連絡担当看護師を配置するとともに、保健所からの依頼に対応するための医師、看護師、事務職員の出勤体制を決定した。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日 閣議決定

※同年4月20日 変更の閣議決定

経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、国難ともいうべき厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と広がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応。

緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援

2. 地域経済の活性化

IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

V. 今後への備え：新たな予備費の創設

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」を創設。

本対策の規模

	総合経済対策 ¹	緊急対応策第1弾・第2弾 ²	新たな追加分	合計
財政支出	9.8兆円程度	0.5兆円程度	38.1兆円程度	48.4兆円程度
事業規模	19.8兆円程度	2.1兆円程度	95.2兆円程度	117.1兆円程度

(注1)「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。

(注2)「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもの。